

令和5年宮崎県議会議員選挙臨時啓発業務委託企画コンペ実施要領

宮崎県選挙管理委員会

1 目的

標記選挙の意義と主権者としての責任を自覚して、積極的に投票に参加するよう呼びかけるとともに、期日前投票制度の周知などを図るものとする。

2 契約の内容

別添仕様書による。

3 契約の方法

各社から提案された企画等を審査し、最も優れた提案をした者と契約を締結する。

4 経費

9,286,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

5 契約期間

契約締結の日から標記選挙執行の日（令和5年4月9日執行予定）までとする。

6 参加資格要件

- (1) 「物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス（役務の提供）に関する業務で、主な営業種目が「S-01：広告代理」である者
- (2) 宮崎県内に本店又は営業所を置く者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

- (5) この公告の日から受託者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (6) 県税に未納がない者
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

7 企画コンペ実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

8 スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 企画コンペ参加申込書の提出期限 | 令和5年2月 3日（金） |
| (2) 企画提案書等の提出期限 | 令和5年2月 9日（木） |
| (3) 企画コンペ | 令和5年2月13日（月） |
| (4) 審査結果の通知 | 令和5年2月13日（月） 目処 |

9 企画提案の内容

別添仕様書及び下記を参照の上、提案すること。

- ① 標語（キャッチコピー、デザイン）案
- ② テレビ及びラジオスポットの企画案及び放送時間帯、本数
- ③ インターネット広告案
- ④ その他メディア広告案
- ⑤ ポスター、チラシのデザイン案及び啓発用資材の内容
- ⑥ 学校（高等学校、専門学校、大学）、各種団体及び施設等への啓発企画案
- ⑦ 広報テープの内容（原稿案を含む。）
- ⑧ 懸垂幕のデザイン案
- ⑨ 選挙公報・新聞広告の版下、県ホームページ及びSNS用素材のデザイン案
- ⑩ 公共交通機関を用いた啓発案
- ⑪ 新たな啓発活動の企画案

10 企画コンペの実施方法について

(1) 事前説明会

事前説明会は開催しない。なお、質問については、「(4) 質問等」を参照すること。

(2) 企画コンペ参加申込み

本企画コンペに参加を希望する者は、企画コンペ参加申込書（別紙1）を提出すること。

なお、企画コンペにおけるプレゼンテーションの順番は、企画コンペ参加申込書の到着順とする。

① 提出期限

令和5年2月3日（金）午後5時まで

② 提出方法

下記担当者宛てに電子メール又はFAXで提出すること。

※ 提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類

- ・ 企画書 7部
- ・ 見積書 原本1部、写し1部

※ 仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。

※ 内訳は、税抜き表示を基本とする。

※ 宛名は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。

- ・ 誓約書（別紙2） 1部

② 提出期限

令和5年2月9日（木）午後5時まで（必着）

③ 提出方法

下記担当者宛てに持参又は郵送で提出すること。

④ 留意事項

- ・ 企画書のサイズはA4とすること。
- ・ 提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(4) 質問等

企画コンペ及び別添仕様書についての質問は、企画コンペ質問書（別紙3）を提出すること。

① 提出期限

令和5年2月3日（金）午後5時まで

② 提出方法

下記担当者宛てに電子メール又はFAXで提出すること。

※ 提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。

③ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画コンペ参加者全てに電子メールで通知する（質問者名は公表しない）。

(5) 審査（企画コンペ）

日 時：令和5年2月13日（月）

場 所：県庁附属棟 305号室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

※ 各社の説明時間は15分以内、質疑応答は10分以内を予定。

※ 詳細については、別途通知する。

(6) 審査方法・基準

複数の審査委員により提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託者として選定する。

審査基準については、別添審査基準表のとおり。

(7) 審査結果の通知

令和5年2月13日（月）を目処に、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(8) 当手続き中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(9) (8)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

11 留意事項

- ① 啓発企画等の作成に要した経費は各社の負担とする。
- ② 情報誌等の広告案やその他啓発企画について、(公財) 明るい選挙推進協会のキャラクター「選挙のめいすいくん」、宮崎県のご当地キャラクター「神楽めいすいくん」を使用してもよい（別添仕様書参照）。
※ 「みやざき犬」などのキャラクターを使用することについて妨げるものではない。
- ③ 提出された企画提案書は返却しない。
- ④ 審査経緯についての問い合わせについては一切応じない。
- ⑤ 審査結果についての異議申し立ては認められない。
- ⑥ 選定された企画提案については、協議の上、手直しを加えることがある。

- ⑦ 作成する広告案の全部又は一部に、各社が従来から保有する著作権その他の知的財産権が含まれていた場合、県は、広告案を利用するために必要な範囲内に限り、これを無償かつ非独占的に利用することができる。
- ⑧ 作成したテレビスポットCM、ポスター、チラシについては、県のホームページ等で二次利用する予定であるため、出演者の肖像権の承諾を得ておくこと。
- ⑨ 特定の政党や人物を連想させる言葉は使用しないこと。
- ⑩ 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、企画コンペの実施方法を変更する場合がある（オンライン・書面での実施も含む）。

【お問合せ先】

宮崎県選挙管理委員会（宮崎県庁市町村課内）

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

担 当：木下

電 話：0985-26-7846（直通）

F A X：0985-27-7919

E-mail：kinoshita-shota@pref.miyazaki.lg.jp